

# 金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正(所要の整備) について

令和元年6月18日

日本証券業協会

## 1. 改正の趣旨・骨子

金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正等に伴い、所要の整備を図るため、以下に掲げる規則の一部を改正する。

1. 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（平成31年3月25日公布、4月1日施行）に伴う改正  
（「CFD取引に関する規則」第7条、第8条、「バイナリーオプション取引に関する規則」第2条第1号）
2. 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令等の一部改正（令和元年6月5日公布・施行）に伴う改正  
（『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」第2条第4項）
3. その他所要の整備（「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」第4条）

## 2. 施行の時期

この改正は、令和元年6月18日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

## 「CFD取引に関する規則」の一部改正について

令和元年 6 月 18 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(ロスカット水準の設定)</b>  <b>第 7 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 20 項第 1 号に規定する個別株関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>2 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 20 項第 2 号に規定する株価指数関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>3 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 20 項第 3 号に規定する債券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>4 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 20 項第 4 号に規定するその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 現行どおり )</p>	<p><b>(ロスカット水準の設定)</b>  <b>第 7 条</b> ( 省 略 )</p> <p>1 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 1 号に規定する個別株関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>2 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 2 号に規定する株価指数関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>3 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 3 号に規定する債券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>4 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 4 号に規定するその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値  イ・ロ ( 省 略 )</p>
<p><b>(ロスカット判定を一括で行う場合)</b>  <b>第 8 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 前項の場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標について有価証券の売付け等(金商業等府令第 117 条第 25 項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下同じ。)及び有価証券の買付け等(金商業等府令第 117 条第 26 項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下同じ。)を行っているときは、当該有価証券の売付け等に係る店頭 CFD 取引についての取引額の合計と、当該有価証券の買</p>	<p><b>(ロスカット判定を一括で行う場合)</b>  <b>第 8 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 前項の場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標について有価証券の売付け等(金商業等府令第 117 条第 21 項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下同じ。)及び有価証券の買付け等(金商業等府令第 117 条第 22 項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下同じ。)を行っているときは、当該有価証券の売付け等に係る店頭 CFD 取引についての取引額の合計と、当該有価証券の買</p>

新	旧
<p data-bbox="247 271 794 454">付け等に係る店頭 CFD 取引についての取引額の合計のうちいずれか少くない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る店頭 CFD 取引についての取引額とすることができる。</p> <p data-bbox="427 499 576 533" style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p data-bbox="220 573 794 640">この改正は、令和元年 6 月 18 日から施行する。</p>	<p data-bbox="850 271 1398 454">付け等に係る店頭 CFD 取引についての取引額の合計のうちいずれか少くない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る店頭 CFD 取引についての取引額とすることができる。</p>

## 「バイナリーオプション取引に関する規則」の一部改正について

令和元年 6 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義) <b>第 2 条</b> ( 現行どおり ) 1 バイナリーオプション取引 金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) 第 123 条第 7 項に定める特定店頭オプシ ョン取引のうち、次のイからハまでのす べてに該当する取引をいう。 イ～ハ ( 現行どおり ) 2～7 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和元年 6 月 18 日から施行 する。</p>	<p>(定義) <b>第 2 条</b> ( 省 略 ) 1 バイナリーオプション取引 金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) 第 123 条第 6 項に定める特定店頭オプシ ョン取引のうち、次のイからハまでのす べてに該当する取引をいう。 イ～ハ ( 省 略 ) 2～7 ( 省 略 )</p>

「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」  
の一部改正について

令和元年 6 月 18 日  
( 下線部分変更 )

新	旧
<p>( 認可会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等 )</p> <p><b>第 2 条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2・3</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>4</b> 認可会員は、私設取引システムにおいて自社の顧客から空売りの注文を受ける場合において、当該空売りが取引規制府令第 9 条の 3 第 3 項 <u>第 7 号から第 10 号</u>までに掲げる取引として行うものであることを確認したときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、7 年間保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和元年 6 月 18 日から施行する。</p>	<p>( 認可会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等 )</p> <p><b>第 2 条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2・3</b> ( 省 略 )</p> <p><b>4</b> 認可会員は、私設取引システムにおいて自社の顧客から空売りの注文を受ける場合において、当該空売りが取引規制府令第 9 条の 3 第 3 項 <u>第 6 号から第 9 号</u>までに掲げる取引として行うものであることを確認したときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、7 年間保存しなければならない。</p>

## 「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

令和元年 6 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>(特定業務会員に対する準用)</b> <b>第 4 条</b> 第 2 条及び第 3 条の規定 (第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。) は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「同条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「第 2 項」と、第 3 条第 5 項中「金融庁及び日本投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和元年 6 月 18 日から施行する。</p>	<p><b>(特定業務会員に対する準用)</b> <b>第 4 条</b> 第 2 条及び第 3 条の規定 (第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。) は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「同条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「第 2 項」と、第 3 条第 4 項中「金融庁及び日本投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>